

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則をここに公布する。

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年滋賀県条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 条例第2条第1項の規定による許可を受けようとする者は、風致地区内行為許可申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 別記様式第2号から別記様式第9号までの明細書のうち申請に係る行為に該当するもの
- (2) 見取図
- (3) 平面図
- (4) 建築物等の新築、改築、増築または移転にあつては、配置図、構造図および二面以上の立面図
- (5) 土地の形質の変更、土石の類の採取または屋外における土石等の堆積^{たい}にあつては、縦横断図
- (6) 建築物等の色彩の変更にあつては、二面以上の立面図
(一部改正〔平成16年規則6号〕)

(協議)

第3条 条例第2条第3項の規定による協議は、風致地区内行為協議書(別記様式第1号)に前条各号に掲げる書類のうち協議に係る行為に該当するものを添えてしなければならない。

(指定機関)

第4条 条例第2条第3項に規定する規則で指定する機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国立病院機構
- (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (3) 独立行政法人労働者健康安全機構
- (4) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (5) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (7) 独立行政法人都市再生機構
- (8) 独立行政法人水資源機構
- (9) 独立行政法人環境再生保全機構
- (10) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人
- (11) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (12) 滋賀県土地開発公社
- (13) 一般社団法人滋賀県造林公社
(一部改正〔平成15年規則39号・85号・16年6号・48号・18年27号・19年55号・23年45号・24年54号・25年38号・43号・28年11号・29年37号〕)

(通知)

第5条 条例第3条の規定による通知は、風致地区内行為通知書(別記様式第10号)に第2条各号に掲げる書類のうち通知に係る行為に該当するものを添えてしなければならない。

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

(完了等の届出)

第6条 条例第5条の規定による届出は、風致地区内行為完了・廃止届出書(別記様式第11号)に、行為の完了の届出にあつては、完了後の状況が分かる写真を添えてしなければならない。

(追加〔平成16年規則6号〕)

(身分証明書)

第7条 条例第7条第3項の職員の身分を示す証明書は、身分証明書(別記様式第12号)によるものとする。

(追加〔平成16年規則6号〕)

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 風致地区規則(昭和12年滋賀県令第22号)は、廃止する。

付 則(平成10年規則第61号)

- 1 この規則は、平成10年11月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある関係規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて、これを使用することができる。

付 則(平成12年規則第19号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第39号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第85号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則(平成16年規則第6号)

この規則は、平成16年5月18日から施行する。ただし、第4条第7号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

付 則(平成16年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成18年規則第27号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年規則第55号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

付 則(平成23年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成24年規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成28年規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第3号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成29年規則第37号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第2条、第3条関係)

(一部改正〔平成10年規則61号・16年6号〕)

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

風致地区内行為 許可申請書
協 議

年 月 日				
滋賀県知事 様				
申請者 協議者		住所 氏名	◎電話	
代理人		住所 氏名	◎電話	
風致地区内で行為をしようとするので次のとおり 許可申請 します。 協 議				
1 行為の種類	(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転 (イ) 土地形質の変更（ ） (ウ) 木竹の伐採 (エ) 土石の類の採取 (オ) 水面の埋立て、干拓 (カ) 建築物等の色彩変更 (キ) 屋外における土石等の堆積 <small>たいせき</small>			
2 行為の所在地	() 風致地区			
3 地 目	5 区域	(ア) 市街化区域		
4 面 積		(イ) 市街化調整区域		
6 行為の目的および理由				
7 行 為 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
8 他法令の許認可状況	法 令	申 請 日 年 月 日	許 認 可 日 年 月 日	許認可番号
	都市計画法 第29条 第43条			
	自然公園法			
	建築基準法			

※ 滋賀県指令第 号

本件風致地区内行為は、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づき次の条件を付して許可します。

年 月 日

滋賀県知事

許可条件

- 注1 代理人のある場合は、委任状を添付してください。
- 2 住所および行為の所在地については、番地まで記入してください。
- 3 行為の種類および区域については、該当するものの記号を○印で囲んでください。
- 4 ※欄は記入しないでください。
- 5 許可申請に限り、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第2号(第2条関係)

建築物設計明細書

1 構造	(仮設 永久)(地上 地下)(新築 増築 改築 移転) 造 階建			
2 用途				
3 建ぺい率	敷地面積(A)	m ²	4 最高棟高	m
	申請建築面積(B)	m ²	5 壁面後退 最短距離	道路界 m
	既存建築面積(C)	m ²		隣地界 m
	建ぺい率 $\frac{(B)+(C)}{(A)}$	%		
6 緑地率	木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積(D)	m ²	緑地率 (D) / (A)	%
7 色彩および材料	屋根(明るい・普通・暗い)		色	材料
	外壁面(明るい・普通・暗い)		色	材料
8 設計者	住所			
	氏名		電話	

注1 構造については、建築基準法によるとともに、該当するものを○印で囲んでください。

2 緑地率については、新築の場合に記載してください。

3 木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積の算出の明細書および植栽計画図を添付してください。

4 色彩については、明度を○印で囲むとともに、色彩を記載してください。

5 材料については、塗料材料および使用材料を記載してください。

6 改築および移転の場合は、改築および移転前の設計明細書を添付してください。

様式第3号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第3号(第2条関係)

工 作 物 設 計 明 細 書

1 種 類	
2 構 造	
3 敷地の面積	
4 工 作 物 の 建 築 面 積	
5 色 彩 お よ び 材 料	
6 設 計 者	

注1 構造については、具体的に記載してください。

2 色彩については、色彩を記載するとともに、明度を記載してください。

3 材料については、塗料材料および使用材料を記載してください。

様式第4号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第4号（第2条関係）

土地形質変更明細書

1 行為地の現況				
2 行為面積 (A)				m ²
3 移動土量	切土	m ³	盛土	m ³
4 法面の最高高さおよび跡地処理				
5 緑地率	木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積 (B)	m ²	緑地率 (B) / (A)	%
6 行為地の土地利用目的				
7 隣接地の現況				
8 残土処理方法				

注1 行為地の現況および隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。

2 跡地処理については、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても芝付け、コンクリートブロック、擁壁等と具体的に記載してください。

3 木竹が保全され、または適切な植栽が行われる土地の面積の算出の明細書および植栽計画図を添付してください。

4 行為地の跡地利用については、宅地利用、観光利用、道路利用等と記載してください。

5 残土処理方法については、残土処理地を具体的に記載してください。

様式第5号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第5号(第2条関係)

木竹伐採明細書

森林地内の伐採

1 林相	(ア) 針葉樹林 (イ) 広葉樹林 (ウ) 針広混交林 (針) (広) (エ) 竹林	4 伐採区域面積	m ²
		5 伐採量	m ³
2 林令または林令範囲		6 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
3 隣接地の現況		7 伐採跡地の処理方法	

森林地外の伐採(集団をなす立木竹の場合)

1 伐採区域面積	m ²	4 伐採方法	(ア) 皆伐 (イ) 択伐 (択伐率 %)
2 伐採量	本		
3 隣接地の現況		5 伐採主要樹種	
		6 伐採跡地の処理方法	

森林以外の伐採(独立木の場合)

1 樹種名		4 目通幹まわり	m
2 樹令	約 年	5 数量	
3 樹高	約 m		

- 注1 林相が針広混交林である場合は、針、広の比率を記載してください。
 注2 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。
 注3 伐採跡地の処理方法については、植樹方法を具体的に記載してください。
 注4 目通幹まわりとは、地上高1.5メートルでの幹周長をいいます。
 注5 森林地とは、一般に山林をいいます。

様式第6号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第6号(第2条関係)

土石類採取明細書

1 採取面積	m ²
2 採取量	m ³ t
3 採取工法	
4 採取物	
5 跡地および残土処理方法	
6 採取物の利用目的	
7 隣接地の現況	

- 注1 採取工法については、横抗掘、たて抗掘、斜抗掘等と記載してください。
- 2 跡地処理については、裸地、砂利舗装、埋戻し等のほか、法面についても芝付け、コンクリートブロック、擁壁等と具体的に記載してください。
- 3 残土処理については、残土処理地を具体的に記載してください。
- 4 採取物の利用目的については、生コン用砂利、観賞用石等と具体的に記載してください。
- 5 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。

様式第7号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第7号(第2条関係)

水面埋立干拓明細書

1 水面の種類および水面面積	
2 埋立干拓面積	m ²
3 埋立土量	m ³
4 隣接地の現況	
5 工事の方法	
6 跡地の利用目的	

注1 水面の種類については、湖、河川、池、沼等と記載してください。

2 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。

3 工事の方法については、具体的に記載してください。

4 跡地の利用については、宅地利用、観光利用、工場敷地等と詳しく記載してください。

様式第8号(第2条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第8号(第2条関係)

建築物等色採変更明細書

1 変更するものの種類	屋根・壁面・煙突・門・へい・橋 鉄塔・その他()
2 現在の色彩および材料	明度(明るい・普通・暗い) 色 材料
3 変更後の色彩および材料	明度(明るい・普通・暗い) 色 材料
4 変更面積	m ²

注1 色彩については、明度を○印で囲むとともに、色彩を記載してください。

2 材料については、塗料材料および使用材料を記載してください。

様式第9号(第2条関係)

(追加〔平成16年規則6号〕)

様式第9号(第2条関係)

土石等堆積明細書

1 堆積物		
2 敷地の選定理由		
3 敷地面積		
4 堆積面積	m ²	
5 堆積する土地の外周線の敷地境界線からの距離	m	
6 堆積の最高の高さ	m	
7 堆積期間	年 月 日から 年 月 日まで	
8 跡地の整理計画	敷地の整理期間 年 月 日から 年 月 日まで	
	跡地の整理方法	
9 隣接地の現況		

- 注1 堆積物については土石、廃棄物および再生資源の区分を記載するとともに、その具体的な名称を記載してください。
- 2 跡地の整理方法については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、平面図等を添付してください。
- 3 隣接地の現況については、詳細に記載してください。分かりにくい場合は、写真を添付してください。

様式第10号(第5条関係)

(一部改正〔平成16年規則6号〕)

様式第10号(第5条関係)

風致地区内行為通知書

年 月 日	
滋賀県知事 様	
通知者 住 所	
氏 名 ㊟	
電 話	
風致地区内で行為をしようとするので、次のとおり通知します。	
1 規定適用項目	条例第3条第 号
2 行為の所在地	
3 風致地区	風致地区
4 行為地の地目および面積	
5 行為の種類	
6 行為の目的および理由	
7 行為期間	年 月 日から 年 月 日まで

様式第11号(第6条関係)

(追加〔平成16年規則6号〕)

様式第11号（第6条関係）

風致地区内行為完了・廃止届出書

年 月 日	
滋賀県知事 様	
届出者 住 所	
氏 名 ⑧	
電 話	
風致地区内行為を完了（廃止）したので、次のとおり届け出ます。	
1 許 可 年 月 日 許 可 番 号	年 月 日 滋賀県指令 第 号
2 許可を受けた行為	
3 行 為 地	
4 行為着手・完了・廃止年月日	着手 年 月 日 完了 年 月 日 廃止 年 月 日
5 備 考	

注 廃止の場合は、備考欄にその理由を記載してください。

様式第12号(第7条関係)

(追加〔平成16年規則6号〕)

様式第12号（第7条関係）

（表）

9センチメートル		
第 号	5.5 センチメートル	
身 分 証 明 書		
所 属		
職 名		
氏 名		
上記の者は、滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例第7条第2項の規定による立入検査をする者であることを証明します。		
年 月 日		
滋賀県知事 印		

（裏）

滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（抜粋） （報告および立入検査）
第7条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、風致地区内において第2条第1項各号に掲げる行為をしている者またはした者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
2 知事またはその命じた者もしくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件または当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
3 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
4 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
5 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。